

平成23年度事業計画

財団法人八幡市公園施設事業団は、八幡市内の公園施設の一元的な運営を通じて、市民の健康増進や緑化推進による都市環境の向上さらにはスポーツ・レクリエーションの普及に取り組んでいます。

平成23年度にあつては、新たに2年間の指定管理者の受託を受けたところであり、過去5年間の実績を踏まえ、さらなるコストの削減とサービスの向上を目指すものであります。

以上の内容を踏まえて、当事業団の平成23年度の事業運営にあたっては、緑や花一杯の公園づくりを進め、市民の健康づくりや余暇活動に寄与できるよう、取り組みます。さらに幅広い世代の市民がより一層スポーツ・レクリエーションに参加できる機会を積極的に提供します。

また、平成23年度の大きな課題である公益法人移行に向けては、事業団として安定的に継続した事業展開を可能とし、公益的な事業に計画的に取り組むことにより、「公益財団法人」格の取得を目指し、平成23年度中の申請を目指します。

具体的には、次のとおり各種事業に取り組めます。

I 公園施設等運営（指定管理受託）事業の展開

八幡市から、平成23年度より2カ年の新たな指定管理者としての委託を受け、有料公園施設等の市内公園施設を引き続き運営いたします。

有料公園施設	9箇所		
無料公園施設	84箇所	合計	93箇所
内訳：地区公園	1箇所、運動公園	3箇所、近隣公園	6箇所
街区公園	79箇所、歴史公園	2箇所、緑地公園	1箇所
防災広場	1箇所		
児童遊園	88箇所、緑地緑道	7箇所、用地広場等	4箇所
計	99箇所も別途委託あり	合計施設数	192箇所

上記施設の運営にあたっては、公共施設の有効活用を図る面から、公園施設の持つ様々な機能に着目し、指定管理者としてのみならず、行政を補完する立場も踏まえ、下記のとおりに取り組めます。

【主な取り組み】

- 1 公園施設の緑化を進め、環境に配慮しながら良好な都市環境を築くため、以下のとおりに取り組めます。
 - (1) 公園施設から発生する剪定枝、伐採樹木等を廃棄処理せずにチップ化し、廃棄物の減量化に努めるとともに、堆肥の資材や広場等の地表面の防

塵、雑草等の抑制に再利用します。

(2) 公園の緑や花は人々に潤いを与え、美しいまちづくりを進める貴重な要素であり、景観等を高めるために重要な役割を果たしています。地域や関係団体、多くの市民に緑に対する関心をもっていただくため、以下のとおりに取り組みます。

①記念植樹（自主事業）の実施

緑豊かなまちづくりの一環として、年1回、結婚・誕生等を迎えた市民を対象に、公園内に花木を記念植樹していただきます。

数 量 年間10本程度（樹木：桜）

②緑化推進

四季折々の草花による花壇などの整備を行い、市民参加のもと、花と緑の魅力ある公園づくりを進めます。

- ・くすのき近隣公園「花壇の整備」
- ・「ガーデニング講習会」（共催）

③体験学習

親子等を対象に公園業務等の体験機会を提供し、生きものに対する理解と知識の普及を図ります。

- ・子ども動物園「飼育係にチャレンジ」

2 幅広い世代の市民にスポーツ・レクリエーション活動などの多様な活動拠点として活用いただき、日常的な健康づくりの場として利用できるよう受託施設の利用促進及び公園施設の緑地保全等に取り組みます。

(1) 広場の芝生化

利用者が安心してスポーツ等の活動が行える環境を確保し、楽しく安全にスポーツ等に親しめる環境を創り出すため、市民スポーツ公園の広場の芝生化を試行します。

(2) 公園の緑地保全

人々がふれあう公園づくりを進めるため、必要な剪定・除草等を行い、緑地保全に努めます。

3 公園施設の緑が有する役割の中から、火災時の延焼遅延の防止等の機能を確保するとともに、施設そのものが災害時には避難場所となるなど、防災機能を高めるため、以下のとおりに取り組みます。

(1) 施設内樹木の防災機能維持のため、適宜、植栽の剪定及び補植等を実施し、緑の保全に努めます。

- ・平成23年度 あらかし公園 桜 補植予定

(2) 公園施設は、災害時には避難場所となるため、適宜、施設の点検や除草等の作業に取り組みます。

II スポーツ推進事業の展開

公共スポーツ施設の運営を担う指定管理者として、利用者に施設貸与するだけでなく、施設運営という観点から市民の健康づくりを積極的に支援するとともに、年齢・体力等に応じたスポーツに日常的に参加できるよう、以下のとおりに取り組みます。

(詳細：自主事業計画 参照)

【主な取り組み】

(1) 各種スポーツプログラムの提供事業（自主事業）

①世代別各種スポーツ教室：子ども、女性、高齢者

②介護予防教室：シニアスポーツクラブ

柔軟性・筋力維持等のためのトレーニングやウォーキングなどの有酸素運動を行い、転倒予防に資することや運動習慣を身につけ、介護予防に役立てるための教室を行います。

(2) トレーニング室の運営

上記の各種スポーツプログラム等と連携し、老化防止や健康増進などの多様な要望に応えられるプログラムを日常的に利用者に提供するため、有資格者である事業団職員を配置し、指導にあたります。

(3) 地域のスポーツ推進を図るため、スポーツ紹介や用具の貸出、講習会や指導者の派遣を行います。

(4) レクリエーション事業の実施

①男山レクリエーションセンターの運営

②さつき市民プールの運営

Ⅲ 収益事業

体育施設等利用者への利便提供のため、施設利用物品の斡旋販売等を行い、これらに係る収益については、自主事業の財源として活用、還元いたします。

Ⅳ 一般法人会計

事務局の運営については、財団法人としての事業活動の拠点として、設立や指定管理者制度の目的に沿った運営を行うとともに、「公益財団法人」格の取得を見据えた業務を行うため、以下のとおりに取り組みます。

特に、「公益財団法人」格については、その取得期限である平成25年11月末までに必ず取得できるよう、今後のスケジュールを明確にし、平成23年度中に申請できるよう、必要な事務作業を進めます。

【主な取り組み】

(1) 計画に沿った効率的な運営による管理コスト削減とサービス向上等を進めます。

・マニュアル等を活用した事務標準化による効率化

(2) 情報公開の充実を図り、業務の透明性を確保します。

- ・ホームページ等による情報公開の充実